

# 特別支援教育支援員 サポートブック



平成25年3月  
長崎県教育委員会

## 刊行にあたって

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

長崎県教育委員会では、特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるものであることから、全ての学校における特別支援教育の更なる充実に向けて取組を進めているところです。

一方、文部科学省においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための各種施策が検討されており、その動向も踏まえ、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

このような状況の中、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒が増加していることや、通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒への適切な対応が求められていることから、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上とともに、教員をサポートする特別支援教育支援員の役割がますます重要となってきています。

国においては、市町における特別支援教育支援員の配置・活用を支援するため、平成19年度から地方財政措置がなされており、年々拡充が図られています。長崎県教育委員会においても、平成23年10月に「長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、その中で特別支援教育支援員の有効な活用が図られるよう支援することにしており、その取組の一つとして、本誌を刊行することにいたしました。

各市町、各学校で、特別支援教育支援員に求められる役割が、支援を必要とする子どもの教育的ニーズによって多岐にわたるため、本誌においては、管理職、学級担任等、特別支援教育支援員のそれぞれの立場で、心掛けておくべき基本的な事項について掲載しております。今後、各市町、各学校における研修会等で活用していただき、特別支援教育の充実の一助になることを祈念しております。

## 目 次

### 刊行にあたって

特別支援教育支援員の役割	.....	1
--------------	-------	---

### 特別支援教育支援員の活用にあたって

1 管理職のみなさんへ	.....	3
-------------	-------	---

管理職の心構え

特別支援教育支援員の位置付け

2 学級担任等のみなさんへ	.....	6
---------------	-------	---

学級担任等の心構え

授業における学級担任等と特別支援教育支援員の連携

3 特別支援教育支援員のみなさんへ	.....	8
-------------------	-------	---

特別支援教育支援員の心構え

子どもとの関わり方

発達段階に応じた関わり方

特別支援教育支援員の実践事例	.....	13
----------------	-------	----

障害種別ごとの支援のポイント	.....	16
----------------	-------	----

Q&A（支援にあたって留意すべき点）	.....	21
--------------------	-------	----

学校として

特別支援教育支援員として

用語解説	.....	25
------	-------	----

## 特別支援教育支援員の役割

特別支援教育には、発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められますが、教員のマンパワーだけでは、十分な支援が困難な場合があります。

そのため、国において、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD（学習障害）の子どもに対する学習支援、ADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもに対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う者が「特別支援教育支援員」という概念で整理され、平成19年度からは地方財政措置が行われたことから、各市町における特別支援教育支援員の配置が進んできています。

### ① 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助

- ・ 自分で食べることが難しい子どもの食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- ・ 衣服の着脱の介助を行う。一人のできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うように励ます。
- ・ 授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。

### ② 発達障害の児童生徒等に対する学習支援

- ・ 教室を飛び出して行く子どもに対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- ・ 書くことに困難を示す子どもに対してテストの代筆などを行う。
- ・ 学用品など自分の持ち物の管理が苦手な子どもに対して、整理場所を教えるなどの支援を行う。

### ③ 学習活動、教室移動等における介助

- ・ 車いすの子どもが、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- ・ 車いすの乗り降りを介助する。
- ・ 教員の指導補助として、制作、調理、休み時間などの補助を行う。

### ④ 児童生徒等の健康・安全確保

- ・ 視覚障害のある子どもが、体育の授業や図工、家庭等の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。
- ・ 教員と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こる子どもの様子を把握する。

## ⑤ 運動会、学習発表会等の学校行事における介助

- ・ 視覚障害のある子どもに対し、運動会で、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会で舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守ったりする。
- ・ 慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。

## ⑥ 周囲の児童生徒等の障害理解促進

- ・ 支援を必要とする子どもに対して、友達としてできる支援や適切な接し方を、学級担任等と協力しながら周囲の子どもにも伝える。
- ・ 支援を必要とする子どもの得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の子どもが理解しやすいように伝える。

特別支援教育支援員の役割としては、上記のようなものが想定されますが、特別支援教育支援員は、たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されているわけではないので、単独で学級担任等の授業を引き継いだり、代替として授業そのものを行ったりすることはできません。



広報ごとう（平成24年10月号）より

# 特別支援教育支援員の活用にあたって

## 1 管理職のみなさんへ

### ●管理職の心構え

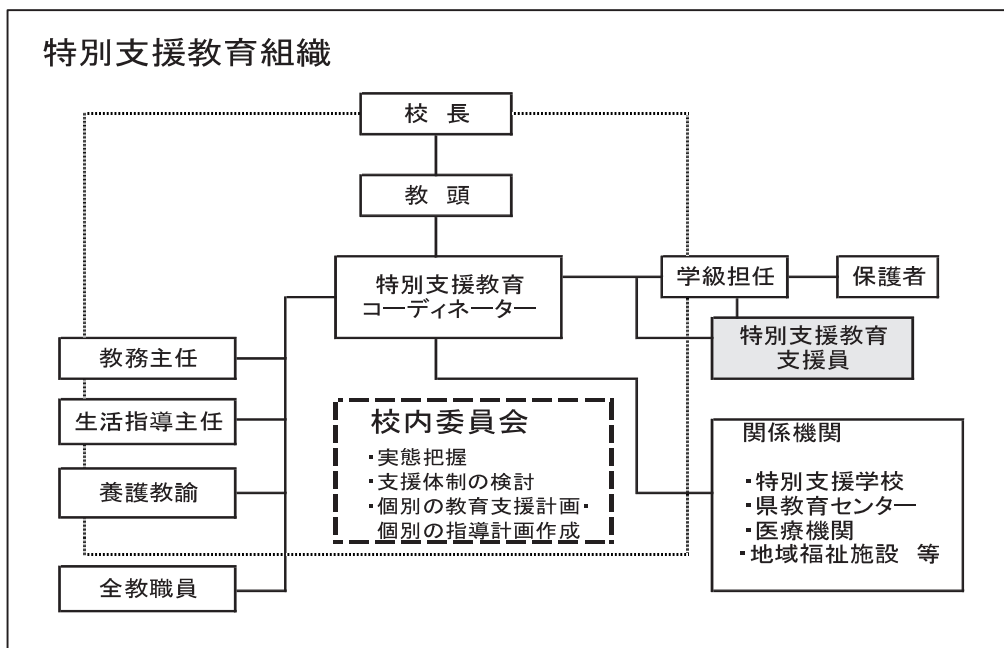
特別な教育的支援を必要とする子どもについて、管理職のリーダーシップの下、校内支援体制を整える必要があります。特別支援教育の充実は、学校全体の教育活動の充実につながるという意識を持ち、全教職員が情報を共有し、共通理解を図っていかなければなりません。

特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任等の教員であり、その補助をすることが特別支援教育支援員の基本的な役割です。また、特定の子どもの単なる世話役としてだけ、特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離れがちになり、効果的な支援ができなくなります。

管理職としては、特別支援教育支援員の役割を校内支援体制の中で明確に位置付け、特別支援教育コーディネーター、学級担任等と特別支援教育支援員が連携して十分な教育効果が上がるような配慮が必要です。

### ●特別支援教育支援員の位置付け

事例1 学校要覧等に校内支援体制を示す。







《中学校における校内支援体制整備のためのアンケート例》

通常学級への特別支援計画

特別支援教育支援員を配置してほしい時間、特に支援が必要な生徒の名前を記入してください。勤務時間は8：05～15：00までです。

(すでに書き入れているのは特別支援教育支援員が特別支援学級に配置されている時間です。)

	月	火	水	木	金
朝読書					
1		特 家		特 体育	
2	特 美術			特 習字	特 国語
3	特 技術	特 体育		特 家庭	特 体育
4	特 家庭				特 総合
5		特 技術	特 体育		特 総合
6					

事例3 特別支援教育支援員の勤務時間等を全教職員で共通理解する。

平成〇〇年度 第〇学期 配慮を要する児童への支援計画 (〇月〇日～〇月〇日)															〇〇市立〇〇小学校		
	月			火			水			木			金				
	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C	支援員A	支援員B	支援員C		
勤務開始	9:30	9:30	9:00	10:00	9:15	8:45	10:30	9:15	10:00	8:15	9:15	9:00	9:00	9:15	8:45		
朝										5組							
8:25										△年〇組							
9:10			5組			5組				△年〇組		5組			5組		
9:20					1年	6組			5組	2年	2年	△年〇組	6組	5組	5組		
10:05	5組	5組	5組		体育					生活	生活	家庭					
	5組	5組	6組	6組	5組	6組		5組	6組	2年	2年	6組	6組	5組	6組		
10:25																	
11:10	5組	5組	5組	6組	〇年〇組	6組	〇年〇組	5組	5組	2年	2年	1年	6組	5組	6組		
					体育		園工			生活	生活	生活					
11:20			〇年〇組				〇年〇組										
12:05	6組	5組	体育	6組	6組	6組	園工	5組	5組	6組	5組	6組	6組	5組	5組		
給食																	
昼休み	A児	B児	6組	B児	6組	A児	6組	A児	B児	A児	B児	6組	B児	6組	A児		
14:00																	
14:45	5組	5組	5組	〇年〇組	5組	6組	6組	5組	〇年〇組	支援学級	支援学級	支援学級	〇年〇組	5組	5組		
				音楽					生活	交流会	交流会	交流会	音楽				
14:55	〇年〇組	5組	A児下校	B児下校		A児下校	〇年〇組	委員会活動	A児下校	B児下校	5組	A児下校	〇年〇組	5組	A児下校		
15:40	学活		6組	5組		6組	音楽	〇児	6組	5組		6組	音楽				
放課後	B児下校	5組									5組			5組			
勤務終了	16:15	16:15	15:45	15:45	15:00	15:30	16:15	16:00	15:45	16:00	16:00	15:45	15:45	16:00	15:30		
勤務時間	6	6	6	5	5	6	5	6	5	7	6	6	6	6	6		
													週計	29	29		

事例4 保護者や地域等に対して、学校だより等で特別支援教育支援員の業務内容等を説明する。

- 年度当初の学校だよりで、顔写真とともに「特別支援教育支援員」が配置されていることを知らせる。
- 年度当初のPTA総会において、「特別支援教育支援員」を紹介し、業務内容等を説明する。



## 2 学級担任等のみなさんへ

### ●学級担任等の心構え

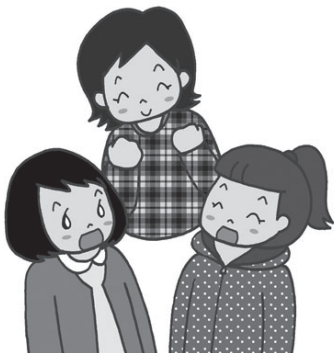
特別支援教育支援員が効果的な支援を行うには、学級担任等が学校の特別支援教育の目標等を十分に理解したうえで、特別な支援が必要な子どもを含めた学級経営の方針を立てる必要があります。

また、個別の教育支援計画、個別の指導計画の中に支援の内容、支援の手立て等を明記し、その中で特別支援教育支援員の役割を決めておきます。特別支援教育支援員に対して、学級経営方針や役割を伝える際には、特別な支援が必要な子どもへの関わり方だけでなく、周りの子どもへの配慮事項なども十分説明してください。

多忙な日常の活動の中で、特別支援教育支援員と十分に打合せをする時間がとれない場合もあります。担任から特別支援教育支援員に指示書などを作成する、日誌の交換をして学習活動について共通理解を図るなどの工夫が必要となります。また1週間の予定の中に打合せの時間を位置付けておくことも大切です。

### ●授業における学級担任等と特別支援教育支援員の連携

授業には、読む、聞く、話す、書く、移動するなどの場面や、一人で取り組む、グループで取り組むなどの多様な学習形態があります。授業を進めながら、特別支援教育支援員に効果的に支援してもらうためには、学習のルールや決まりごとを共通理解したうえで、役割を明確にしておきましょう。例えば、「学級担任等が全体への指示や説明を行ってから個別に支援を行う」、「よい行動が見られたらすぐに認めたりほめたりする」、「特別支援教育支援員を呼ぶときのサインを決めておく」などが考えられます。



対人関係に課題のある子どもへの指導の一つとしてソーシャルスキルトレーニングがあります。特別支援教育支援員に役割演技をしてもらい、相手の気持ちの代弁などを行ってもらうのも、有効な活用の一つです。

事例1 個別の指導計画に特別支援教育支援員の支援内容を記載している例

特別支援教育支援員の支援内容			
学年	氏名	特別な支援が必要な状況	支援内容
2	〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉授業の中で学習が困難な時がある。(聞くことへの困難) → 指示理解</li> <li>・周りの音や物が気になりやすい。(集中)</li> <li>・することが明確だと落ち着いて取り組むことができるが、漠然としていたり動きが加わったりするとハイテンションになる。思考を要する活動が苦手である。(学習全般)</li> <li>・一度に処理できるのは一つずつであり、順序立てて解決したりできない。(優先順位)</li> <li>・「待ってね」という言葉が耳に入らないことが多く、競争して行動に移すことが見られる。(自己調整)</li> <li>・ルール理解が難しい。(対人関係)</li> <li>・必要な物を準備して学校に持って行くことが難しい。(忘れ物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話をしている人の方向を体ごと向く事を何度も注意喚起しながら意識づける。</li> <li>・集中を保つために即丸つけ学習を取り入れる。</li> <li>・見る箇所に視線が集中せず、問題の書き間違い、板書の写し間違いが見られるので、付箋を使って視線の集中が保たれるように支援する。</li> <li>・赤で印を付けるなどして視線の集中をはかる。</li> <li>・担任と共通理解のうえで学習にパターンを作る。</li> <li>・対話による学習の理解は見られるので、言語による導き支援を行う。</li> <li>・「まず〇〇をします、次に〇〇をします、最後に〇〇です。」と短くはっきりした指示に統一する。</li> <li>・特別支援教育支援員が児童の様子を確認しながら作業を行わせる。</li> <li>・がんばりカード(係・宿題・先生と階段を下り下校する)を作成し、意識づけ・文章化することで明確にする。</li> <li>・具体的な言葉かけ(後何分待って、先生の後ろを通る、教室の後ろで待って等)を行う。</li> <li>・連絡帳の記入、確認を一緒に行う。</li> <li>・学校用のノート等、家庭と連携しながら取り組む。</li> </ul>

### 3 特別支援教育支援員のみなさんへ

#### ●特別支援教育支援員の心構え

##### ①学級担任等と綿密な連携を行う

特別支援教育支援員は例え教員免許を保有していても、授業を行うことはできません。子どもへの教育の責任を持つのは学級担任等の教員です。学級担任等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、学級経営方針に基づいた特別支援教育支援員の役割を決めます。特別支援教育支援員は、学習中に教員の指示や指導を小声で復唱する、教科書のどの部分を説明しているかを指し示すなどの具体的な支援の方法を学級担任等とよく相談しておきます。

また教室を飛び出す子どもへの対応も事前に学級担任等とよく相談しておきましょう。まずは、飛び出さないように心配りをすることが大切ですが、とっさに一人で判断しなければならぬ状況もあるので、随時、その対応でよかったか、学級担任等と確認するようにしましょう。

##### ②子どもの記録をとる

子どもの様子は日々変化します。それに伴い、以前の支援の方法が必ずしも良い効果を与えとは限りません。また、学級担任等と十分に反省や打合せを行う時間が取れない場合もあります。支援メモや支援記録等により子どもの記録を残し、学級担任等に伝えるようにしましょう。その場合、いつ、どこで、誰が、どのようにしたら、どのような反応が見られたかなど、客観的な事実を記録しておくことが大切であり、その記録が指導・支援の方法を検討するうえで、重要な資料となります。

##### ③サポートチームの一員として支援する

学校では校長をはじめ、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任など様々な役割があり、学校運営がなされています。子どものサポートチームの一員として、積極的に学級担任や他の教職員と相談、連絡をすることを心がけ、一人で抱え込まないようにしましょう。

また保護者との信頼関係を築くことも大切です。しかし、保護者との約束などは、必ず学級担任等を通して行うことが必要です。

特別支援教育支援員は支援が必要な子どもだけではなく、全ての子どもにとって「大人のモデル」となり、大きな影響を与えます。あいさつや言葉遣い、人と接するときの態度など、学校教育を担う者としての自覚が必要です。加えて、子どもや保護者、教職員のことなど学校で知り得た情報に関しては「守秘義務」があることを忘れてはなりません。

事例1 特別支援教育支援員の業務日誌の例

支援員業務日誌	
平成〇〇年〇月〇日〇曜日	校長
※異常有りの場合は、時間・状況等を具体的に記入すること	教頭
午前 時 分 異常有り	支援員
午後 時 分 異常有り	
【異常があった場合の状況】	
【執務等の記録】	
<b>1、2時間目 (Aさん支援)・・・家庭科</b>	
<p>・調理実習ではメニューはそれぞれ違うが、皆おいしそうにできる。Aさんはスクランブルエッグベーコン添え。4人グループのなかで最初に作るようになっており、緊張気味。頭の中で、何をやるか分かっているが、開始すると火をつけずにいきなりベーコンを焼こうとして、手順が分からない。その都度、言葉をかけ完成するが、箸づかいが苦手らしく、ベーコンを裏返しにしたり、箸で挟んだりすることが難しいようだった。又グループの男子2名がAさんを気にかけてくれ、アドバイスをよくしてくれた。昨年度もBさんのクラスの男女の温かさを感じたが、今日の実習でも〇年生の思いやりと優しさを実感した。</p>	
<b>3時間目 (C君支援)・・・総合</b>	
<p>・教室に入ったということだったので、顔を合わせず見守る。外でひまわりの観察だが、徐々に他の活動に移り、はじめて声をかけた。時間割が変更になったことに納得がいかない様子だった。休み時間、相談室でゆっくりしたあと、教室へ戻る。</p>	
<b>4時間目 (C君支援)・・・体育</b>	
<p>・体育館を5周走るように言われたが、全く走らない。C君に「走る」と声をかけると、飛び出していった。結局、元の場所へ戻ってくるものの、飛び出した理由は語らなかつた。いっしょに教室に戻り、給食は少し食べた。</p>	
<b>給食 (D君支援)</b>	
<p>みんながD君を囲み良い雰囲気でご飯を食べる。いつもより早かつたらしくほめられていた。</p>	
勤務時間 8時15分～15時00分 ( 6 時間 )	

## ●子どもとの関わり方

学級担任等の補助的な業務が、特別支援教育支援員の役割ではありますが、子どもたちに与える影響は大きなものがあります。そのため、以下に示すような、いくつかの視点をもって子どもと向き合うことが必要です。

### ①子どもと信頼関係を築く

まず初めに取り組む必要があることは、子どもとの信頼関係づくりです。そのためには、授業時間や休み時間などを通して、子どもとコミュニケーションを取りながら、子どもの実態を把握します。どのようなことに興味があるのか、自信を持っているかなど、学級担任等からも情報を得ながら、関係を築いていきます。最初はなるべく「失敗経験」が少なくなるように気をつける必要があります。焦らずに到達可能な目標をもたせ、ゆっくり一つずつ取り組ませることが大切です。しかし、適度な距離感を保つように心がけないと、子どもに依存心が生じ、何事も「やってもらうことが当たり前」になってしまいます。教員や特別支援教育支援員は全ての子どもに平等に接するスタンスが求められます。様々な経験を積む中で、全ての子どもたちの中の一人として、特別な教育的支援が必要な子どもへの対応を考えられるようにしていきましょう。

### ②子ども自身が主体的に活動できるようにする

支援に当たって大切なのは、「支援する・される」といった関係ではなく、子どもが主体的に生き生きと活動できるようにすることです。例えば、特別支援教育支援員が一生懸命になるあまり、逐一指示や注意を行い、全てをお膳立てしまい、子どもが自ら考えたり、試行錯誤したりする機会を奪ってしまうことのないよう配慮する必要があります。また、子どもによっては、学級集団の中で特別に支援されることを嫌がる子どももいます。子ども自身ができること、できないこと、子どもの性格を学級担任等と確認をして見極め、できることを見守り、友達との関係を築けるようにすることが大切です。

### ③子どもに共感する

支援が必要な子どもは、これまでの失敗体験やできないことを責められた経験などから、自己肯定感が低下していることが少なくありません。子どもの不適切な行動の背景には、「そうせざるを得ない理由があるのではないか」と子どもの立場に立って考えることが、子どもの理解へつながります。できないことの辛さを共感し、少しでもできた時は本人の努力を認め、励ますなど共感的な関わりに心がけましょう。

#### ④特性に応じた関わりをする

聴覚情報を処理することが苦手な子どもにとって、学習中に複数の人間から指示が出されると、混乱を招きます。その場合、特別支援教育支援員は、指差しやメモの提示など視覚的な情報処理が得意であるという特性を活かした対応が求められます。

また、自閉的傾向のある子どもにとっては視線を合わせることや体を触れられることが苦手な場合があります。支援が必要な子どもたちには、これまでの支援の内容を蓄積した個別の教育支援計画、個別の指導計画が作成されているので、学級担任等と確認を行ったうえで、特性に応じた支援を心がけましょう。

#### 事例2 特別支援教育支援員の個別の支援記録の例

◇ 個別の支援の記録 — 効果的だったと思われる手立ての記録 —		
氏名	〇〇 〇〇	
月 日	支援が必要な状況	実際にとった手立て
〇月〇日	図工の時間、絵の具を忘れ、△△君に借りるが、上手に「お願い」の言葉を言えない。「これ！使え！」等の言葉。	△△君が〇〇君に対し、「それは、お願いしていることにはならない」と言い始めたので、〇〇君に対し、ゆっくりと何度も「言ってごらん」と待つ。すると「お願いします。」と言えた。
〇月〇日	忘れ物が他の子どもよりも多い	持参するものを気づいたときに、連絡帳にすぐに記入させた。帰るまでに何度か確認した。持って来れた日は、何度もほめた。〇〇君も、とても喜んでた。また忘れたときには、朝からすぐに先生のところまで行って、報告するように促した。意識が高まり、翌日の忘れ物が減るようになった。

◇ 個別の支援の記録 — 効果的ではなかったと思われる手立ての記録 —		
氏名	〇〇 〇〇	
月 日	支援が必要な状況	実際にとった手立て
〇月〇日	図工の時間 パニックになる。うまく描けなかったこと、時間が足りなかったこと、鉛筆の芯が出たことなど、いろいろなことが重なって、頭を抱え込んだり、呼吸が荒くなったりした。	□□先生と相談して、別の時間にしようとしたが、指示が聞けず、ますます考え込んでしまった。もっと早めに気づいて、休憩をとらせてあげればよかった。



## ●発達段階に応じた関わり方

### ○ 幼稚園

幼稚園における生活は、家庭から離れて同世代の幼児と日々一緒に過ごす初めての集団生活です。家庭において親しい人間関係を軸にして営まれた生活から、より広い世界に目を向け始め、依存から自立に向かう時期になります。このような生活の広がりに対して、発達障害のある子どもは不安感や緊張感を抱いていることが多く、わがままと見られるような行動をとることもあります。子どもが安心して依存できる身近な大人として、子どもの行動を温かく見守り、適切な支援を行うことが大切です。

### ○ 小学校低学年（1・2年生）

小学生として集団のルールを学ぶ時期です。支援の内容としては、自分の持ち物の置き場所の把握、着替えや整理整頓の支援、教室移動の支援などが考えられます。発達障害のある子どもは、周りの子どもに比べて、不適切な状態が目立つ時期でもあるので、学級担任等と連携し、実態に応じた支援方法を探るとともに、保護者とも連携して、学校と家庭との共通理解のもとに支援することが大切です。

### ○ 小学校中学年（3・4年生）

保護者や学級担任等への依存が弱まる一方で、友達との結びつきが強くなります。この時期には、いじめがあったとしても、その内容が周囲から見えにくくなることがあります。発達障害の子どもは、からかいや仲間はずしなど、いじめの対象になりやすいので、注意が必要です。もし、からかいの言葉や周りの子どもの変化など、いじめの兆候が疑われる場合は、すぐに学級担任等に報告するようにしてください。

### ○ 小学校高学年（5・6年生）

自我に目覚め、思春期に入る時期です。子どもの心は自分を客観的に評価するまでには育っていないため、様々な不安や葛藤も生じることがあります。発達障害がある場合は、学校生活全般や友人関係の適応に悩み、不登校等を含む二次的な障害が見られるようになる時期でもあります。自信を持たせ、自己肯定感を高めることが必要です。そのためには、保護者との良好な関係を維持するとともに、中学校への確かつ具体的な引継ぎができるように、学級担任等と連携・協力が重要になります。

### ○ 中学校

この時期は心身が大きく成長するだけでなく、学年ごとに学校生活が変化し、短い時間の中で義務教育終了後の進路についても考えなければなりません。また、教科担任制のため、教育環境も大きく変わり、支援の仕方も工夫が必要となります。授業の内容や指示も言葉での説明が多くなり、より理解力が求められます。特別支援教育支援員は学級担任等と十分に相談を行ったうえで、授業への参加の仕方や支援目標、周囲との関係を考慮した支援の方法等を確認しておくことが大切となります。